明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教員資格認定試験規程の一部を改正する省令（文部科学三四）　一
〔官庁報告〕
国家試験
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　五

省令

○文部科学省令第三十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第十六条第三項及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十一条の二の規定に基づき、教員資格認定試験規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月五日

文部科学大臣　盛山　正仁